



News Release

2025 年 4 月 1 日

各 位

株式会社 東北銀行

投資信託関連約款の改定について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、NISA 制度の実務上の取扱いに合わせ、下記のとおり投資信託関連約款を改定いたしますのでお知らせします。

記

1. 改定する約款

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」
「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」

2. 改定内容

新旧対照表をご確認ください。

なお、改定後の約款は、従来よりお取引をいただいているお客様に対しても適用されます。

3. 改定日

2025 年 4 月 1 日（火）

以上



〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

Kiki & Lala リトルツインスターズはとうぎんのイメージキャラクターです。©2023 SANRIO CO.,LTD. APPROVAL NO. L644645

【本件に関するお問い合わせ】
資産運用サポート部（担当：坂内）
TEL：019-651-6220

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」の新旧対照表

(下線部変更)

新	旧
第1条 (約款の趣旨) 1～2 (現行どおり) 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等) 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「非課税口座廃止通知書」<u>若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)</u>の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」及び「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「非課税口座廃止通知書」<u>若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項</u>)を提出又は提供するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「非課税口座廃止通知書」<u>若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘</u>	第1条 (約款の趣旨) 1～2 (省 略) 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等) 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式

新	旧
<u>定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合</u>については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出<u>又は提供</u>してください。また、「非課税口座廃止通知書」、<u>非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの</u>が提出される場合<u>又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合</u>において、当該廃止通知書の交付<u>又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供</u>の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書<u>又は非課税口座廃止通知書記載事項</u>を受理することができません。	等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
2 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合</u>を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
3～11 （ 現行どおり ）	3～11 （ 省 略 ）
第3条（非課税管理勘定の設定） 1 （ 現行どおり ） 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年	第3条（非課税管理勘定の設定） 1 （ 省 略 ） 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年

新	旧
にあつては、その提出の日)において設けられ、<u>「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供</u>された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
第3条の2（特定非課税管理勘定の設定） (現行どおり)	第3条の2（特定非課税管理勘定の設定） (省 略)
第4条～第5条 (現行どおり)	第4条～第5条 (省 略)
第5条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもののみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等、当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした<u>上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する</u>上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当すること	第5条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもののみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当すること

新	旧
当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 2 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる上場株式等で</u>次の各号に定める<u>もの</u>を受け入れることができません。 ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託	イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第61条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、

新	旧
者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの 第 6 条～第 14 条 （ 現 行 ど お り ） （付則） この約款は、<u>2025 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。	当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの 第 6 条～第 14 条 （ 省 略 ） （付則） この約款は、2024 年 1 月 1 日より適用させていただきます。

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の新旧対照表

（下線部変更）

新	旧
第 1 章 （ 現 行 ど お り ） 第 2 章 未成年者口座の管理 第 2 条 （未成年者口座廃止届出書の提出） お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。	第 1 章 （ 省 略 ） 第 2 章 未成年者口座の管理 第 2 条 （未成年者口座開設届出書等の提出） 1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
第 3 条 （ 現 行 ど お り ）	第 3 条 （ 省 略 ）
第 4 条 （非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘	第 4 条 （非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘

新	旧
定 <u>（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理いたします。</u>	定又は継続管理勘定において処理いたします。
第5条～第7条 （ 現行どおり ）	第5条～第7条 （ 省 略 ）
第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客様</u>がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）</u>及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及	第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、その年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び

新	旧
び第 17 条第 2 号において同じ。) で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りまゝ。）又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りまゝ。）による譲渡 ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡 ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みまゝ。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きまゝ。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること	第 17 条第 2 号において同じ。) で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りまゝ。）又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りまゝ。）による譲渡 ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡 ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みまゝ。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きまゝ。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること
第 9 条～第 11 条 （ 現 行 ど お り ）	第 9 条～第 11 条 （ 省 略 ）
第 12 条 （ 出 国 時 の 取 扱 い ） 1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する「<u>出国移管依頼書</u>」の提出をしてください。 2 当行が、「<u>出国移管依頼書</u>」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設	第 12 条 （ 出 国 時 の 取 扱 い ） 1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設

新	旧
けられた課税未成年者口座に移管いたします。 第3章 課税未成年者口座の管理 第13条～第19条 （ 現行どおり ） 第20条 （出国時の取扱い） お客様が「<u>出国移管依頼書</u>」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第15条及び第19条を除く）の適用があるものとして取り扱います。 第4章～第5章 （ 現行どおり ） 第6章 その他の通則 第24条 （取引残高の通知） （ 現行どおり ） 第25条 （課税未成年者口座取引である旨の明示） 1 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等（第14条に規定する上場株式等をいい、以下この項において同じ。）、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。	られた課税未成年者口座に移管いたします。 第3章 課税未成年者口座の管理 第13条～第19条 （ 省 略 ） 第20条（出国時の取扱い） お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第15条及び第19条を除く）の適用があるものとして取り扱います。 第4章～第5章 （ 省 略 ） 第6章 その他の通則 第24条 （取引残高の通知） （ 省 略 ） 第25条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示） 1 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいい、以下この項において同じ。）、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。

新	旧
第 26 条 （基準年以降の手続き等） （ 現行どおり ） 第 27 条 （非課税口座のみなし開設） 1 2024 年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して<u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。 第 28 条 （本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出	第 26 条 （基準年以降の手続き等） （ 省 略 ） 第27条（非課税口座のみなし開設） 1 2024年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において18 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。 第28条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の 14 の 2 第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合当該提出日 ② 租税特別措置法第37条の14の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第37条の14の 2 第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の 8 第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出

新	旧
国の日の前日までに第 <u>12 条第 1 項</u> の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条 <u>第 1 項</u> の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに <u>同条第 3 項</u> の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 第 29 条～第 30 条 （ 現行どおり ） 附則 この約款は、<u>2025 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。 以 上	国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第37条の14の 2 第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の 1 月 1 日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の 8 第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 第 29 条～第 30 条 （ 省 略 ） 附則 この約款は、2024 年 1 月 1 日より適用させていただきます。 以 上